

⑦ エレベーター及びエスカレーター設備保守点検仕様書（北斎場）

1. 業務名称 エレベーター及びエスカレーター設備保守点検
2. 実施場所 大阪市立北斎場 北区長柄西1-7-13
3. 業務概要 北斎場に設置されたエレベーター設備（ロープ式エレベーター6基）及びエスカレーター設備（2基）について各機器の機能を常時適正に作動させ安全かつ良好な運転状態を維持させるために、定期点検及び故障対応等保守業務を行うものである。
4. 設備メーカー 東芝エレベーター株式会社
5. 業務内容
 - (1) 定期点検
定期的に技術員を配置してエレベーター及びエスカレーターを点検し、必要に応じ清掃、給油及び簡単な調整を行い、性能を最高に維持するよう適切な処置を行うこと。（定期点検はエレベーター、エスカレーター共に1か月2回）
 - (2) 細密調査
定期的に監督技術者を配置して機械装置の細部を調査し、予防保全措置をとること。
 - (3) 定期整備
定期点検、細密調査の結果により、機能の性能維持に必要と判断した場合は、直ちに修理又は部品の取替えを行うこと。
 - (4) 遠隔監視（対象：NO. 5号機、NO. 6号機エレベーター）
エレベーターの運行状況を確認するため、監視装置を北斎場機械室に設置し、電話回線を介し、電源異常、機能不能、閉じ込め故障等の遠隔監視を24時間体制で行える体制を整えること。
 - (5) 故障時等の対応
遠隔監視によりエレベーターの異常を受信もしくはエレベーター及びエスカレーター故障の連絡を受けた際には、適切な処置を行うこと。
 - (6) その他
 - (1) エレベーター及びエスカレーターの占有もしくは管理（防災管理を含む）に基づく責任は、仕様書に含まない。また、天災地変、不可抗力及び故意、不注意等、指定管理者等の責任によらない事由によって生じた損害については、修理、取替の範囲に含まない。

(2) 煙感知器、BGM装置、消火設備、防火区画の扉、シャッター等は昇降機関連設備であっても点検の範囲には含まない。

(3) 遠隔監視装置・電話加入権は指定管理者の所有とし、指定管理者において設置すること。

(4) 遠隔監視に必要な電話料金は指定管理者において負担すること。

6. 設備概要

機 種	数量	用 途	付加仕様	付加装置
(1) ロープ式 エレベーター (AC, P-0015-45 ^m /分 3 停止)	1 基	乗用	車椅子兼用 監視盤 昇降行程増	火災時管制運転装置 P波付地震時管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス
(2) ロープ式 エレベーター (AC, F-3500-45 ^m /分 3 停止)	1 基	荷物用	大型 動力付出入口 監視盤 昇降行程増	火災時管制運転装置 P波付地震時管制運転装置 自家発管制運転装置 オートアナウンス
(3) ロープ式 エレベーター (AC, PF3350-45 ^m /分 3 停止)	2 基	人荷用	大型 監視盤 昇降行程増	火災時管制運転装置 P波付地震時管制運転装置 自家発管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス 特殊ドアセフティ
(4) ロープ式 エレベーター (AC, P-0015-45 ^m /分 3 停止)	1 基	乗用	車椅子兼用 監視盤 昇降行程増	火災時管制運転装置 P波付地震時管制運転装置 自家発管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス 遠隔監視付
(5) ロープ式 エレベーター (AC, P-0030-45 ^m /分 3 停止)	1 基	乗用	車椅子兼用 大型 監視盤 昇降行程増	火災時管制運転装置 P波付地震時管制運転装置 停電時自動着床装置 オートアナウンス 遠隔装置付

機 種	数量	付 加 仕 様
(6) エスカレーター (ES, N -12型TA-S02700mm)	1 基	監視盤
(7) エスカレーター (ES, N -12型TA-S03300mm)	1 基	監視盤

ロープ式エレベーター保守点検一覧表

1. 本仕様書に含まれる点検、整備の範囲

分 類	機 器 又 は 装 置	備 考	
機 械 室 関 係	受電盤 制御盤	(1) 受電盤 (2) 制御盤のスイッチ、リレー、リード線及びその他の部品 (3) 階床選択器のスイッチ、リレー及びその他の部品 (スチールテープ含む) (4) 調速機 (軸受及びその他の部品) (5) 電気配線一式 (但し、電線引込線を除く)	
	電動機 発電機	(1) 電動機 (巻線、軸受、整流子を含む) (2) 電動発電機 (巻線、軸受、整流子又は回転子含む)	
	巻上機	(1) ウォーム、ギヤ、スラストベアリング (2) 巻上機軸受 (3) ブレーキの巻線、シューライニング及びその他の部品 (4) トラクションシーブ及びその他のシーブ (5) 前項のシーブ軸受 (6) 各部オイルシール及び防振ゴム	
かご関係		(1) かご上シーブ及び軸受 (2) かごガイドシュー又はローラーガイド (3) かご非常止め装置 (かご非常止め、非常止めロープ含む) (4) かご操作盤内部品 (5) ドアマシン装置及び部品 (6) かご戸スイッチ、セーフティシュー及び部品 (7) かご戸ハンガーの部品 (かご戸シュー含む) (8) かご内位置表示灯及びホール呼び表示灯その他の部品 (9) ファン又は送風機の部品 (10) かご室内照明器具 (蛍光管、電球含む) (11) 連絡装置及び部品 (ケーブル含む) (12) 非常ベル、ブザー及び部品 (電池含む)	

分 類	機 器 又 は 装 置	備 考
乗場関係	(1) 乗場ボタン及び部品 (2) 乗場方向表示灯、ゴング及び部品 (3) 乗場位置表示灯の部品 (4) 乗場戸クローザー及び部品 (5) 乗場戸インターロック及び部品 (6) 乗場戸ハンガー及び部品 (戸のシュー含む) (7) リタイアリングカム装置及び部品	
昇降路内 装 置	(1) 巻上用ロープ及び調速機ロープ、同張り車 (2) コンペンセーティングロープ、チェーン (3) テールコード (4) リミットスイッチ及び部品 (5) 着床スイッチ及び部品 (6) 減速スイッチ及び部品 (7) 終端階減速停止スイッチ及び部品 (8) つり合いおもりシープ、頂部引返しシープ及びコンペン セーティングシープ (9) 前項の軸受 (10) 緩衝器 (油圧又はコイルバネ形) 及び部品 (11) ガイドレール給油器及び部品 (12) ロープ弛緩スイッチ、ロープ過巻スイッチ及び部品	

2. 本仕様書に含まれないもの

<p>(1) 機械室内建物付属設備</p> <p>(2) 昇降路周壁</p> <p>(3) 下記に対する塗装、メッキ直し、修理、取替、清掃</p> <p>(1)昇降かご (ゴムタイル含む) (2)各階乗場戸 (3)三方枠 (4)敷居</p> <p>(5)押しボタンフェースプレート (6)インジケーターフェースプレート</p> <p>(7)操作盤フェースプレート</p>

エスカレーター保守点検一覧表

1. 本仕様書に含まれる点検、整備の範囲

分 類	機 器 又 は 装 置	備 考
受 電 盤 制 御 盤	(1) 受電盤 (2) 制御盤のスイッチ、リレー、リード線及びその他の部品 (3) 電気配線一式（但し、電源引込線を除く）	
減 速 機	(1) 電動機（ベアリングを含む） (2) ブレーキのコイル、シューライニング及びその他の部品 (3) 減速機のギヤー及び軸受 (4) 減速機のsprocket (5) カップリング（ギヤー、フレックス） (6) 各部オイルシール及び部品	
駆動装置	(1) 駆動チェーン及び駆動輪、従動輪 (2) 駆動輪及び従動輪軸受	
安全装置	(1) 駆動チェーン安全装置の部品 (2) 踏段チェーン安全装置の部品 (3) スカートガードパネル安全装置の部品 (4) 踏段異常検出安全装置の部品 (5) その他のスイッチ及び部品（各種安全装置の部品）	
欄 干 踏 段 乗 降 板 関 係	(1) 手摺ベルト及びテンション装置の部品 (2) インレット (3) 手摺ベルト駆動機構の部品 （手摺駆動チェーン、平ベルトを含む） (4) 踏段クリート及びライザー (5) 前輪、後輪及び部品 (6) 踏段チェーン (7) ガイドレール (8) スカートガードパネル (9) コム、コムプレート及び踏段ガイドローラー (10) 乗降板	
そ の 他	(1) 給油装置の部品	

2. 本仕様書に含まれないもの

- (1) 走行路周壁（三角部ガード板、転落防止柵、落下物防止網、外装板等）
- (2) 防火シャッター
- (3) 手摺ベルト及び内面パネル等の意匠関係の清掃
- (4) 下記に対する塗装、メッキ直し、修理、取替
 - (1)外装板（底部照明含む） (2)内面パネル（強化ガラス含む）
 - (3)照明装置（蛍光管、電球、安定器含む） (4)デッキボード
 - (5)操作盤のフェースプレート (6)踏板の安全標色の塗装